

平成21年11月27日

於：尼崎市役所・北館4-1会議室

第5回 尼崎市公営企業審議会 会 議 録

1 開催日時 平成21年11月27日（金曜日） 午前10時～

2 開催場所 尼崎市役所・北館 4階4-1会議室

3 出席者

会 長 佐々木 弘

委 員 亀井信吾 瓦田太賀四

公門將彰 楢田泰子

是澤育子 指尾佳寛

高岡一郎 内藤吉子

細川ゆう子 真鍋修司

山田 淳 和田周治

(欠席委員) 数山美奈子 榎村久子

幹 事 森山敏夫 森 康郎

山田博史

〔午前10時00分 開会〕

会長 おはようございます。定刻でありますので始めたいと思います。今日はお手元の「審議会次第」にありますように前回の延長というか、「経営」の問題について前回色々御意見をいただきました。しかし、なお発言を希望なさっているのを時間的制約があつて前回できなかった方もいらっしゃるかも分かりませんし、中身が非常に重要なテーマですのでもっと掘り下げる事も必要かということもあつて、もう1回この「経営」の問題について議論をやるとうことで、前回に引き続いての資料を使いながら検討したいということですので。

お手元の資料にございますように、前回に引き続いてのテーマですから、もし時間があれば「次第3」の「国際」と「環境」問題、これは国の「ビジョン」を作る手本から言うと第4の柱、第5の柱というものですが、それは本市においては一括して「環境・国際」関連というふうにまとめて1つの章にしているものですが、これの資料の「素案」の御説明をいただいて、これについての御意見あるいは御質問等を受けたいというふうに思っています。ですから、「次第2」の「経営」に関連する問題の議論を尽くされたかなと思われるところで「次第3」に移りたいと考えています。そうすると、もしここまで上手く運べば、あと残されたものは前回と今回の「経営」に関する、いただいた意見を「素案」の中にどういうふうに取り込むかという、今までやってきている感じの、それを次回の冒頭でやる。それからもちろん「環境・国際」についても出来れば、あるいは御意見をいただければ、それをまた「素案」を修正したものを合わせて次回やれるかなというふうに思っています。

さらに、次回の場合は主な議題で残されたものとして、「素案」の最後の辺りの部分で「中長期的な課題」とありますが、そのところを事務局の方に御説明いただいて御意見をいただくという辺りで、大体の次回の中身は事務局と相談しながら考えています。

そうすると「事務局案」の「素案」ですが、大体初めから終わり「中長期的な課題」のところまで終えたという感じになるわけですから、あとはもう1回、審議会の場を設けて、全体の調整、第1回るときから色々、特に全体の目次の構成辺りのところとか、あるいは各ページのレイアウトについて御意見をいただきながら、これは全体の問題に及ぶからということで、それぞれの章を修正する時にはそれに対するどういう考え方を取ったらいいのかという結論的な部分を出してないので、これは全体が終わってからやろうということになっていますから、その辺の事をやりたいということと、後はいくつかの章がありますから、もしかしたら章と章の間を繋ぐような部分が欠けているものがあるかもしれないし、ダブっているものもあるかもしれないという辺り。この辺りの御意見、いわゆる「全体調整」が必要かというふうに考えますし、あるいは「素案」の後ろの方に「用語集」、専門的に使う言葉の解説がありますが、大抵、他の自治体の同じような水道の「ビジョン」にもほとんどそういうような用語の説明が巻末に付いている物が多いのですが、本市もそういうものを付けているわけです。ここで一々言葉で説明しませんが、目を通していただいて、「こういう用語の解説もいるのではないか」とか、あるいは「用語の解説についてもう少し詳しく、あるいは分かりやすく解説してくれないか」という御注文ももしかしたらあるかもしれないので、それもあれば受けたいと思います。そういう「全体的

な調整」をやる場をもう一回設けるといふふうに考えております。審議会としてはあと2回と考えております。

後は、事務局の考えはパブリックコメントにかけるというか、市民の皆さんの御意見を聞きたいということで、大体1ヶ月位時間を要すると思いますが、意見はいろいろ出て来るであろうと、それを受けて、市民の皆さんから色々御注文があれば、それを取り入れるものがあれば、またこの場で「素案」を修正し、「第3版」を作るという形で「確定版」に至るように、ここでやろうということを考えています。それは今申したように、パブリックコメントの期間は大体1ヶ月ですから、このカレンダーで言うとも来々になるだろうと思います。

そういうような審議会のこれから運びや今日は何をやるかということと、次回以降大体こういう事を考えているという予定など、スケジュールは今申したような事でございます。

それでは、まず今日の事務的な説明を事務局からお願いします。

事務局 おはようございます。事務局から御報告いたします。本日の出席委員は13人でございます。数山委員、榎村委員につきましては、所用により欠席との連絡を受けております。過半数の8人を超えておりますので、審議会は成立しております。

次に、本日の会議録署名委員は高岡委員と内藤委員にお願いいたします。また本日の傍聴関係でございますけれども、新聞社から1名希望されておられます。本日の議事につきましては、先ほど会長からございましたように、お手元にお配りしております「会議次第」の通りとなっております。

続きまして資料の御確認をお願いします。本日は、前回に引き続きまして「経営」に関する審議をお願いする事になっておりますが、前回の会議録はまだ作成中でございますので、「資料第8号」は前回の「経営」の審議の中での質問内容等を整理したものでございます。「資料第9号」につきましては、「環境・国際」に関する資料でございます。前回までと同様、第1回審議会でお配りいたしました「素案」から抜粋したものでございます。第3章からの抜粋といたしまして58から60とページ番号を打っております2枚もの、第4章からの抜粋としましてページ番号82から84とページを打っております2枚ものになっております。資料の方に不足あるいは落丁等ございましたら事務局までお申し出願いたしたいと思います。

それから事務局からのお願いでございますけれども、本日のこの会場でございますが、只今市議会の開会中ということもございまして、この部屋は12時までしか利用できないということもございまして、申し訳ありませんが審議の進行方、御協力をお願いいたします。事務局からは以上です。

会長 ありがとうございます。それでは、傍聴を希望されている方がおられますが、ルールに従って入っていただいていると思います。よろしいですか。それではどうぞお入りください。

それでは中身に入っていきたいと思っております。「経営」の問題について「現状と課題」、それから「今後の方向性」についての「素案」の説明は前回の通りでございます。これに

ついて、なお御質問あるいは御意見がございましたらお願いします。

委員 資料の前の「素案」に対する主な意見のところ、多分私の意見で「収支差引」と書いてありますが、「収支差額」と前回申したと思いますが間違いなのではないかと。「資料8」の付箋の「経営及び運営基盤の強化」関連での「素案」に対するおもな意見のところ、②の「収支状況」というのがありますが、このところの3番目の3行目のところに「収支差引」と書いてありますが。前回質問させていただいたのは、収支のバランスが基本的にとれていることが公営企業の本来の役割であります、「素案」上においては「利益」という用語がかなり出てきていて、例えば前回の「資料7」の80ページにおいても「財務体質の強化に向け、当面の利益を活用する」というような文言ですね。そういう言い方では、処分が自由な性質を意味する利益というように一般の方が誤解をされてしまうと思います。本来、まだ負担すべき支出に相当するもの、費用に相当するものが内部化されてないのが現状であって、現行法の中においても内部化することが可能であるものも内部化されてないということも見られます。

さらには、先ほど言いました更新費用とかそういうものについても長期的な観点から、前回は先生の方からありましたが、「事業報酬」、「資本報酬」という性質のものがちょっとあるのですけれども、それを企業の建設時に、維持継続性を図るための内部留保というのが適切に組み立てられているかというものが、本来その利益計画の中にも入ってこないといけない。それらがあまりにも説明不足になっているんじゃないかという気がします。ですからそういう面から言いますと、安定した「財政基盤」、「経営」というもの考えていった場合に、もう少し計画的な財務内容の検討を、内部留保すべきものをもう少し示し、充実していける方向で是非お願いしたいと思います。

会長 ありがとうございます。今の御発言は、資料の付箋の「8」と書いてあるところの、上から2番目の「② 収支状況」というところに黒点が3つございますが、その3つ目のところ辺りに関連して、3行目（1）に「収支差引」と書いてありますが「差額」、金額の「額」の方が適切である、それに直してもらいたいということと、それからもう少しそれと関連して、ここに前回御発言の中で収録されてないというか、言葉足らずのところがあるというふうに委員がお感じになったということですので、それで前回の御発言を補っていただいたのだと思います。しかし、ただ資料の8は事務局が勝手に作っていて私は全然相談は受けておりませんでした。私は今回この「8」は出さない方がいいと思っておりました。というのは、先ほど冒頭で事務局からの説明の中にもありましたように、前回の議事録をまだ作っていないわけです。作ってれば、今おっしゃっていた事はもうちょっとコンプリートに書かれているのではないかと思うのですが、それを事務局が勝手に要約したものですから、「もっと要約すべきことが要約されていない」という事がありうるわけです。それで、今日、ここに来て事務局から「8」を作ったと示されましたが、私はこれについてはあまり触れないでおこうと思っていたところ。それをさっと目を通して委員から御発言いただいたわけですが、これをあまりいじると困るから今日のところは触れたくありません。

委員 前回ちょっと言葉足らずのところがありまして、その意味では財務に関してはやはりきちんとした利益計画にしる何にしる策定していくというような文章が必要なのではないかと。どういう目的で内部留保が必要であるかということも踏まえて、健全な経営が維持出来るような体制を整えるのが1番重要なところだろうと思います。ですからその辺りを是非お願いします。46ページの方だと企業債の残高推移が31年に渡ってと書いてありますが、ただ単に企業債の残高が減る事が良いということではないものですから。基本的には、企業債を発行しなければならないのは、利用者に公平化させるというか、その観点からもある程度の企業債というものは当然必要になってくるはずで。例えば、設備を50年にわたって使う設備を税で賄った場合は、今負担している税を支出されている方が全額負担ということになります。50年にわたって利用するのだったらその期間に利用する人達が施設の固定費を負担すればいいという考え方もあります。だからそういう意味から言うと、あまり企業債があるから「悪」であるとかいう考えもちょっとおかしいので、その辺のバランスも取った経営の見方ももう少し必要ということと、そういうものも出来るだけ、どこかで結構ですので、今後の健全な経営を行うための利益計画にしる、すべての長期的な観点から、コスト管理とかからすべてですけど、煮詰めて計画をして事業を遂行していくという姿勢を示していただければと思います。

会長 ありがとうございます。先ほどの御発言と今の御発言とひっくるめて、こういうふうに取り扱いたいという非常に貴重な意見でした。前回にありました「随分負担していない部分があるのではないか」ということと関連するのですが、この問題は先ほど申した第5章に「長期的な取り組み」とありますが、ここの中身の中に入れてはどうかと思う話です。つまりここは、85ページ以降は、「今後に向けての提案」とか、そういう事を言っている章です。これは今日は取り扱いませんが、この「長期的な」というところ、「素案」の中の最終章ですが、このところを事務局から説明していただく時に、この「素案」に加えて今のような事を入れていってはどうかと思います。最後の、2つ目以降の「色々あるだろう、そういう事についても取り組んでやるべき」ということです。

合わせて、これは私の意見ですが、52ページの上段の2つに右と左に分かれているところがありますが、ここの右の部分に「他方、水道事業は独立採算であるため・・・」と書いてある。ここのところは、やはり今の委員の御意見とも非常に関連しますが、これも「長期的な課題」、第5章の方に持って来るべきものだと思います。つまり、これは現行制度ではないということです。こういうふうに「あるべき」だとか、将来は「こうするべきだ」ということを言っているものを、ここの対策のところを書くのはどうかなと気になってはいます。この部分は、やはり第5章の「長期的な取り組み」の方に持っていったほうが落ち着くとか、そうした方がいいと思います。私も気になっておりました。どうぞ、他に。

委員 ちょうど今、会長がおっしゃられた52ページの上の右側のところの語句の事なのですが、8行目の「節水への取り組みで収入が不足する」、「水需要が減って収入不足が起きる」、それに対する「公的助成制度も検討する余地があると考えます」というところで、「助成制度」というと、どちらかという個人に対して何か助成するという意味が強いと

思います。一人、個人々々に対して。ここの意味は恐らく、それをまず聞いたらいいのですが、どういう意味でここを「助成制度」と書いたのか。これは多分水道事業に対して何らかの、一般会計とか国からの補助等を検討していく必要があるという意味ではないかと思いますが。

会長 おっしゃる通りです。「補助」というよりも「負担金」みたいなものですね。この意味は何を言おうとしているかという、ここにも書いてあるように、例えば節水意識が非常に高まってきた、そうすると特に今の料金表は逦増制となっている、つまり使えば使うほど単位当たりの料金が割高になっているわけですね。それが「節水」ということを促すように、そういう料金を作っているわけですね。それは大都市というか、一般的には非常に多い。それはそれで「節水」という意識、あるいはその行動を促すには非常に効いているわけですね。

ところが水道事業という会計だけを見ると、節水者が増えたらその分、水が売れなくなるわけですね。つまり、それだけ減収になってくるわけですね。他の自治体でもそうですが、値上げ等が起ると一般家庭の主婦たちは、「節水を一所懸命にしたのに値上げになるのか」となるわけですね。つまり、水道の会計にとっては収入が減るわけですから、それはやっぱり矛盾しているだろうと考えるわけですね。特に「独立採算制」という今の制度は、そうすると、節水という良い事をしたのだから、それは「環境」という面にとってはプラスになるわけですね。つまり、より広い社会全体とか地球全体を見た場合は、そうすると、プラスになった部分を何らかの貨幣的に計算できれば、その分を水道の会計の方に一般会計あるいは環境の方の会計等から幾分入れてやれば値上げをしないで済むわけですね。ここはそういうような事を言いたいわけですね。「公的助成」という言葉が良いか悪いかということとは別にして、そういう事は今の「地方公営企業法」の中では考えられてないわけですね。狭い意味の「収入」とか「経費」のみだから。だから今の制度とは違う一つの提案なので。だから、これは後ろに持って行った方がいい。今申し上げたのはですね。

委員 言葉をちょっと変えた方がいいでしょうね。「公的助成制度」とすると、個人に対してと捉えられてしまうので。

水道局 意味合いは今会長から御説明いただいたように、今の制度では「水道事業の運営に要する費用は水道料金で賄う」という制度になっておまして、国庫補助であれ一般会計の補助であれ、税金を繰り入れる事が出来る場合というのは非常に限定されているということになります。ですから、ここは国の方でそういう制度の整理をしていただかないと実現しないものではありますが、ここで書いている意図は、国庫補助になるのか一般会計からの補助になるのか分かりませんが、税で、水道会計へ減収分を補填するという意味で書いておりますので、そういう事がわかりやすい形で本文は修正させていただきます。

会長 よろしいですか。

委員 はい。それと合わせて左上の文章のところの、ちょっと読みづらいといいますが、

「地下水を利用した専用水道は、地盤沈下が発生しやすいなどという地域性から大量の地下水利用が少なく影響が出ていません」と、私ちょっと「少なく影響が出ていません」と読んでしまったので、「少なく」という言葉の後に点でも打っていただいた方が、どこでこれが切れているのか、非常に長くて、「地下水利用が、少なく影響が出ていません」と読んでしまうと文章の後が繋がりにくいので、「地下水利用が少なく、影響が出ていません」の方がいいと思います。

会長 「本市においては地下水利用が少ない」という意味なのでは。解説してください。

水道局 はい、「地下水利用等による専用水道」ということで、都市によってはホテルとか結構水を使われる施設で地下水を汲み上げられて、それを処理した上で飲み水に使うというようなことが起っている自治体が結構ございます。ただ尼崎の場合は、そういう事例が今まで無い、「地下水を汲み上げた専用水道」というのは無いということで、そういう意味で書いたものです。ですから、大量の地下水利用をする事例が尼崎の場合は無いので、尼崎ではこういう「地下水を使った専用水道」という面での影響はありませんと、そういう意味で書いております。分かりやすいように修正いたします。

委員 先日「地下水は無い」とおっしゃっていましたが、この「地下水利用が少ない」ということは、少し意味合いが違うと思うのですが。

会長 「井戸水の量が無い」という意味ですよ。

委員 井戸ですか。

水道局 井戸等の地下水を利用した専用水道というのは尼崎市には事例がないということです。

委員 分かりました。

幹事 「少なく」というのは存在するようにも聞こえるので、その部分の文言修正ですよ。 「少なく」というのは、「ある中で少ない」という表現にも取れますので、その部分は、今の御意見を受けまして修正したいと思います。

会長 その地下水の事と、下の3行はちょっと話が違いますよね。下の3行は工業用の水のことで、それは、本来は工業用水に関わる今の法制度でいくと、口に入れてはいけないものです。しかし、それを「膜処理」とかいろいろ近年は技術が発達してきていて、そういうものを会社の中などで利用するというやり方が、それを口に入れているのかどうかは分かりませんが、そういうような事が増えてきていると。それもやはり心配は心配だから。それをする事によって、上水道の方の需要が落ち込むおそれがあるからです。それでやはり「独立採算」に響くかもしれないというような事があるわけです。その辺りの事が

書いてあるわけです。ところが、上の方の地下水をそのまま病院とかスーパーとかが大量に使うということは、今までは上水道、水道水を使っていたのをやめて地下水の方にお客さんが逃げることになるわけです。だから水道の収入が減ると、そういう問題と下の3行は少々違うということです。

よろしいですか。どうぞ、他に。

委員 尼崎市は、琵琶湖総合開発に関しては、先日の委員会の時に一般会計の方から支出が出ているということをおっしゃっていましたが、他にも青蓮寺ダムとか高山ダムとか淀川大堰からも水利権を得ていますね。これらに関しては、償還はもう済んでいるのですか。

水道局 水源開発費の負担については、琵琶湖開発事業を含めて償還は済んでおります。一般会計からの繰入れで申しますと、琵琶湖開発よりも前の水源開発についてはそういう制度がありませんでしたので、水道事業会計で全額負担をしております。ですから、一般会計からの繰入れがありますのは琵琶湖開発事業にかかる分だけです。

委員 そうすると、青蓮寺ダムとか高山ダムとか淀川大堰に関しては、今は水道事業からどれ位の負担をしているのですか。

水道局 20年度の支出額で申しますと、水道事業から年間で約2900万円ほど支出しております。

委員 それは全部入れてですか。

水道局 はい、トータルです。

委員 これは、半永久的にダムに参画している限り続くということですか。

水道局 そうですね。基本的には水資源開発の施設を維持管理するための費用ということで、その施設を使っている間はその費用を負担していくということになります。

委員 それでは阪水の方は、淀川大堰の他に、日吉ダムとか青蓮寺ダムとか高山ダムとかにも水利権を得ておりますが、これにどれ位費用がかかっているか御存知ですか。

水道局 阪神水道が払っております水源施設の管理負担金は、年間で約5億円です。

委員 それは琵琶湖総合開発も含めてですか。

水道局 全てですね。1番新しいのが日吉ダムですから、そこまで含めて、全ての水源開発施設の管理費として年間5億円負担しております。

会長 よろしいですか。他に、どうぞ。

委員 全然違う内容なのですが、第4章の見方なのですけれども、「今後の目指すべき方向性」ということで、それぞれの項目のところにⅠ期、Ⅱ期、Ⅲ期と分けて、どういふことを検討していくかと項目別に整理をされています。ほとんどのところがⅢ期目で「検討結果に基づき実施」となっています。ところが、実際に検討に6年もかかるようなものはそれほど無いと思いますし、長期的な方向性が定まれば検討すべき事項もはっきりするはずですから、もう少しスケジュールを具体的に見せられるのか、見せられなかったらわざわざ3つに区切ってもあんまりスケジュール性も分かりませんし、6年も掛けて色々な事を検討するという感じに取られても問題なので、もう少し何か工夫ができないものかと思ひます。

会長 ありがとうございます。今おっしゃったのは、例えば78ページのところを御覧いただくと、今の「経営」の問題の「人材」の話が出ていますが、そこで「方向性と」して、中段以降のところ黄色とか黄土色みたいな線が引いてあって、そのところにビジョンというのは10年物ですから、その10年をⅠ期、Ⅱ期、Ⅲ期と始めの2年、それから4年、4年という感じで3つに分けて、例えば「人材育成計画の策定と運用」とこう書いてある。それで、Ⅰ期、Ⅱ期とそれまでは検討して行って、その第Ⅲ期、1番最後の平成28年から31年のところで「検討結果に基づき実施」と、こう書いてある。他も大体同じように書いてあるわけです。それに対して、委員の御指摘というか御意見は、10年ものだけその前の2年と4年の6年間位いろいろ検討して行って、最後の4年、そのところで「実施」というふうに読めるけれども、色々他のページも全部同じような10年の計画で同じようにⅠ期、Ⅱ期、Ⅲ期となっていますが、物によってはもっと早くから実施出来るものもあるだろうと。その辺りのところをちょっと、書き方といいますか、もう一つ工夫できないのかということをおっしゃってくださったのではないかと思います。それについて「素案」をお作りになった事務局の方の、今お考えがあればどうぞ。

水道局 初回に冊子をお配りさせていただいたのですが、「素案」の69ページのところで「ビジョン」の「実施スケジュール」を定めておまして、Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期の区分けの仕方、基本的な考え方というものをこちらの方に記載をしております。全てではないのですが、基本的にはⅠ期の平成22年、23年度で下を書いておきますような個別の計画、施設の整備計画でありますとか、危機管理、職員、財政とか、そういう計画を立てて、それに基づいてⅡ期から実施をしていくことを考えています。ただ、全てⅠ期の間に出来ないものもあるかも知れませんが、基本的にはこの2年間をかけて計画作りをして、Ⅱ期から実施をしていくという考え方を持っております。従いまして、第4章の作り方といいますか書き方は、確かにスペースの問題などもありまして、Ⅰ期とⅡ期が同じ欄に区切られたような形での記載になっておりますが、ここはもう少し実態の考え方に合った形の書き方というか、工夫をして修正をするようにさせていただきます。

会長 というお答えですが、今のは、どういふふうに修正するか分かりませんが。

幹事 修正するというよりも、1番大きな委員からの御指摘は、例えば78ページでありますと、Ⅱ期とⅢ期のところに縦に線が入っていることで、視覚的にここで内容が分断されているように見えるということであろうと思います。ただ今説明しましたのはそういう事ではなく、検討して着手するものについては速やかに着手していくということが基本的な考え方でありますので、例えばこの縦の線を斜めにする事によってⅠ期とⅡ期の間でもやっけていきますとか、そういう工夫をしていきたいということでありまして、後は文言の中で6年間、単に考えているだけではなく、直ちにやっけていくというような事を補強したいということであります。そのような工夫で、少し視覚的にⅠ期、Ⅱ期、Ⅲ期が分断されているわけではないということをつかえるような表現にしたいと思います。

会長 ありがとうございます。それも1つの修正の仕方です。しかし、私の個人的な見解を申しますとちょっと違うのですが、国の「ビジョン」のお手本というのは10年物の「フィロソフィー」というか、基本的には「考え方」を示しなさいというふうに私は理解しています。ここに書いてある事をこれから10年でどういうふうに計画をやるのか、いわゆる「実施計画」と国の「ビジョン」の中には書いてありますが、これは「ビジョン」には示さなくても良いと思っています。これが正しいかどうかは分かりませんが。他の自治体も「ビジョン」を作っていますが、そこでもほとんど「フィロソフィー」しか作っていない。この「実施計画」はほとんど出していない。

では、どういうふうにやっけていくのかというと、例えば審議会で「ビジョン」を作っ、その目標に対しては「基本的な考え方」だけを出す、どちらかという定性的といひますか。では、当局はどういうふうな現実にそれを実行していくのかというのが「実施計画」で、それは3年でもいいし、2年計画でも良いし、作った段階で審議会を開いたりして示すわけです。審議会で作った10年物の「ビジョン」を、我々は本当にそれを現実のものとし、それはこの問題については「2年計画」、この問題については「3年計画」というふうにして個別で出していく。それについて、我々は「フィロソフィー」のような「ビジョン」を作ったら基本的には責任はもう無い、実施部隊は当局ですから。当局がやるのですから。ただ、我々は「ビジョン」を作った責任がありますから、「ビジョン」で謳っているこの「フィロソフィー」通りにやっけてくれているのかどうかということ、を、「実施計画」を示してもらって、それについて我々が意見は言えるわけです。もっとこういふふうにしたらどうかとか、もっとこの問題は急いでやっけたほうが良いのではないかとかは言えるわけです。それを本当に受け入れるか受け入れないかは「当局」が決めるわけです。だから、私はそのように解釈していますから、「実施計画」というのは、私は基本的には「ビジョン」で示す必要はないという考え方です。

ところが本市の場合、非常に特徴的なのがこれを「ビジョン」の「素案」に入れているところ、ここが非常に面白いというか、他と違う。それはそれで、皆さんがその方が良いのではないかと、つまり他の自治体と違った方がよいのではないかと、そのかわり今のように委員のような御意見もあり得るから、まっすぐ線を引かないで、ぼかしたような線をななめに引くというのも1つの考え方だろうし、修正の仕方もいろいろあるだろうと。あるいは他の方の意見ももちろんあるだろうというふうに僕は思います。この辺りの取り

扱い方も全体の調整をする時に、もう1回もしかしたら事務局の案が出てくるでしょうから、それを見た上で御意見をいただいたらいいのではないかと思います。

幹事 今の会長の御発言に対してなんですが、事務局といいますか、提案した方の立場から申しますと、会長がおっしゃるように今回については「方向性」を御確認いただくということについてはこれまでも御説明しておりますので、会長が整理していただいた通りだと思います。ただ、具体的に「方向性」を示しましても10年間のどのあたりでやっていくかということも分かりませんと、中々具体的なイメージをいただけないのかなということで、今回につきましては、我々としましてはⅠ期、Ⅱ期、Ⅲ期という考え方を示しているところでありますので、そういう大枠といいますか、進め方の大枠をこの表で示していると。具体的な進め方につきましては、会長が御指摘されましたように、具体的に我々が経営計画として達成していく部分になろうかと思いますが、基本的にこのあたりでやっていくと示したものがこの工程表であると御理解いただけたらいいかと思います。

会長 ありがとうございます。

委員 今の話と関連しているかもしれませんが、「ビジョン」で方向性を示すという意味であれば、例えば43ページの「業務実施体制」で、この括弧書きの「長期的な課題」、それで次の44ページの「(5) 広域的な連携（長期的な課題）」ということで、この「素案」の中で、ここだけが「長期的な課題」という但し書きがついているのですが、方向性の「ビジョン」ということでありましたらこれは特段なくてもいいのではないかと考えます。あと付け加えれば、45ページの「施設能力」のところの「課題」、ここは11文字くらいで終わっています。それと54ページの「お客様ニーズの課題」、これはこの「素案」の最大で400文字くらいあります。これは差がありすぎるのではないかと。もう少しこの11文字の方は増やすことはできないかということと、400文字の方は逆にこの辺は絵だけで文章が最初の方はないので、そういう意味では本文という形で何か示す、切り足したり切り分けたりすることができないかなと思います。

会長 ありがとうございます。二つあったと思いますが、前段でおっしゃっていただいたことは43ページと44ページですか。43ページの一番上の冒頭のところに「(3) 業務実施体制」となっていて、括弧して「長期的な課題」と書いてある。同じように44ページの中段ちょっと下、「(5) 広域的な連携」というところも括弧して「長期的な課題」と書いてある。この二つのところだけが「長期的な課題」と書いてあるけれども、先ほども申しましたように、この「素案」の中の第5章、これがいわゆる「長期的な課題」でありますから。もちろん今の43ページの「業務実施体制」も下の課題のところ「方向性」と書いてあって、86ページを見ろと書いてある。同じように、44ページの「広域的な連携」も「課題」のところ「方向性」、86ページを見ろと書いてある。この二つは第5章ですね。だから別に問題ないと思うのですが、おっしゃったことは43ページの一番上の「実施体制」、それだけでいいのではないかということだと思います。「長期的な課題」というのはいらぬのではないかと。それから44ページも「広域的な連携」であとの括弧はいらぬので

はないかということをおっしゃったと思います。これを取ったらいいだろうという話。

それから、後段でおっしゃった、ページによって、あるいは項目によって表現に濃淡があるというか、非常に簡単に書かれているところとかなり詳しく書かれているところとがあって、ちょっとその辺が気になるというあたりなのですが、今のところ、特に後段のことについて何か。

水道局 表現に濃淡があるということですが、この記載の仕方は、全体を見た中で調整をさせていただきます。

会長 ということですが、よろしいでしょうか。他にはございませんか。

委員 先ほどすでに議論のあった52ページのところの右側の表現で、後ろにもっていくことはもちろん当然のことですが、やはりこの文章そのものが、節水になって収入が減って困るが、しかし地球環境・温暖化の問題は真剣に取り組まないといけないし困っていますと、なんとかしてくださいというように見える。そうではなくて、水道事業がむしろ積極的に温暖化防止に取り組んでいくという、これは理想論なのですが、そういうトーンで書かないと夢がないのかなど。私が思うには、いくつか問題があって、例えば水源の問題、水利権が余っている、こういう問題はむしろ国が積極的に乗り出すところですね。これによって、温暖化に対する防止策が、それによってどんどん水利権のある分だけ使われてしまうよりは節水型になる方がいいわけです。それはやっぱり国が考える問題です。それから尼崎市も含めて、阪神水道もそうですが、すでに施設を作ってしまったものについては借金を返さなくてはいけないわけで、そこはどうするか。場合によっては長期的に見て施設をやりかえるときにダウンサイジングによって将来の経費を減らしていくとか。それからもう一つは、水道料金が高くなるのは困ることは困るのですが、けれども水道というのは私の感覚では少々料金が高くても皆使うであろうと、つまり価格弾力性がそんなに大きくないのですね。ですから経営的に言えば、大切な水なのだからお金を払っていただきますと。節約すれば総経費は下がりますから、頑張って節約した人は安くなることは安くなるのですね、トータル経費としては。ですから、そういう事をしっかり説明して、「公的助成」についても必要な部分は当然あると思いますが、やっぱり水道事業そのものでこういうふうに取り組んでいくのだという姿勢が大事じゃないかなと、そういうトーンでやるべきではないかと思います。

ヨーロッパ辺りでは、状況が違い、夏はあまり暑くないということもありますが、非常に水を節約して使っています。日本での一人当たりの生活用水が250リットルぐらいある中で150リットル位でやっている。それで料金はやはり高い。元々当然なので、そういうことも理解してもらおう努力も必要なんじゃないかと。できれば僕は、公営企業としてきちんと自前で採算とりながら貢献していくという、そういうトーンの方がいいと。水源地みたいところは国の出番もあると思いますが。

会長 ありがとうございます。2点あったかと思いますが、基本的にはさっきの右のほうに書いてあるところを後ろのほうに持っていくことは問題ないですが、中身の書き方、

ウェイトというかトーンを変えて書いたほうがいいのではないかという話です。それはどういうふうに考えるべきかという、やはり「節水型」だから減収になると、それはその通りなのですが、「節水型だから節水型が悪い」という意味ではなくて、ある意味では「水道は貢献している」と取れば良いわけで、そういう書き方をむしろしたほうが良いと、トーンとしてね、日本語の。その辺りをここで書くか、あるいは今日時間がないからやめようとしている「環境」のところで書くか、「環境への貢献」、それは別にして書き方のトーンを変えてはどうかということです。

もう一つは、あまりにもこの書き方が、解釈の仕方によると、減収になったからすぐに一般会計から、とか、そういうふうに安易に考えられるのもどうかという話。基本的には一つの地方公営企業なのですけれども、広い意味の公益事業ということにとったら、基本的に自前というか、そこでというふうに考えるべきではないのかと。それはおそらく委員も同じようなことを考えておられるのではないかと思います。エネルギーでも「節約」とか「省エネ」とかやっているわけです。それはその分では需要は減っている。しかし、だからと言ってエネルギー産業は、一般会計というか税金から、「環境」に寄与しているからくれ、というふうには言っていないわけです。そういうことを考えればすぐわかる。その辺りをどう書くかという話です。その2つの点。表現を工夫するというか。書いてあること自体は間違いではないと思います。そのことをおっしゃっているのではないかと思います。

他にはございませんか。

委員 81ページの「水道料金の新たな徴収方法等の検討」の中に、①、②、③とあって、私もこれが分からなくて、これが何を検討しようしているのか。①の「電気、ガスなどの他の公共料金取扱事業者とのバランス」というのは、おそらく2ヶ月を1ヶ月にというようなことだと思うのですが、②と③というのがちょっとわかりにくいですね。

会長 もっと分かりやすく書いて欲しいということですね。以前に口頭で説明していただいたときは、もう少しほぐしてくれたのではないかなと思いますが、もう一度お願いします。

水道局 今回の記載の仕方は検討させていただきます。ここに書いております意味は、まず1番目につきましては、やはり尼崎で水道、電気、ガスを使われておりますので、どうしても料金の支払い方等を比べられるのは、他の水道事業体と比べられるのではなく電気、ガス等と比べられるということになります。ですから、例えば電気やガスではこういう支払い方ができるのに水道ではなぜできないのかとか、同じような取り扱いが出来るようにして欲しいと、そういう要望の受け方をします。従いまして、この①は電気、ガスなどの他の公共料金と同じようなサービス、利便性を確保して欲しいという使用者の方の御要望にお応えしようということです。ですから、同じようなサービスが提供できるように考えていこうというのが1番目の内容です。

2番目につきましては、「水道料金の支払い時期や支払い方法でのコストの差を踏まえたバランス」ということで、例えば支払い方法で申しましたら口座振替で納めていただく、

あるいは振込用紙をお送りしてコンビニエンスストアで納められるとか、あるいは最近でしたらクレジットカードでの支払いも出来るようになりました。それぞれの支払いの仕方によってかかるコストに差が出ます。水道局の場合は口座振替の振込み手数料にかかるコストが一番安かったのですが、そういうことも受けまして、水道局では口座振替を御利用いただいて決められた日にお納めいただいた方には53円、これは振込用紙の送付代ということで料金の割引というのをやっています。ですから単に徴収方法ではプラスでかかっているコスト分を料金のほうから割り引くと、これは電気なんかでもやっていることです。そういう支払い方法や時期の差によってかかるコストがかわってきますので、それを調整しようというのが2番目の考え方です。

3番目の「直結式の利用者と受水槽式の利用者とのバランス」ということで、これは直結式であろうが受水槽式であろうが水道をお使いいただきましたら、量が同じであれば同じ額の水道料金を御負担いただいております。直結式の場合でしたら、例えば老朽化した水道管の取替え、鉛製給水管の更新をしたり、水道局が水道法上の定めもありましてかなり水道局の方で関わって修繕をしたりというようなことをやっております。しかし受水槽式になりますと、受水槽以下の設備は設置者の方に管理をしていただくということになっておりまして、受水槽式についてはあまり水道局の方の関わりというのがないというのが現状です。「安心」のところでも御説明いたしましたが、小規模受水槽につきましては法律上点検等の義務付けがないということで、管理が悪ければ水質が劣化するというようなこともありますので、今後はそういう小規模な受水槽については直結式に切り替えていただくようなことをこれまで以上に進めていかなくてはならない。制度は作っておりますが、水道局としての関わりがないということもありますので、今後においては、そういう受水槽式から直結給水への切替えということを促進していく方策を何か考える必要があるということで、直結式の利用者の方に局が関わっているのと同じような、バランスをとったような局の関わり方というのを考えていかないといけないということです。

そういう意図でこの3つについては書いておりまして、見出しにつきましては徴収方法等の検討ということになっているのですが、ここは今後水道の利用者の方にサービスといいますか利便性を高めていただくとか、そういう取組みを考えるにあたってはこういう視点で考えていこうと、そういうことでこの3つの整理をさせていただいているということです。

委員 「水道料金の新たな徴収方法等」となっていますから、その「等」の中にそういったことが入っているのかと思いましたがけれども、その下にも「水道料金の1か月徴収制度についての検討」を行うということで「方向性」を書いてありまして、特にその3番の話は徴収制度に何か関係しているのかどうかというのは、本文の中では何も記載がないので。

委員 ちょっとだけいいですか。3番目のところで、何か矛盾したことをおっしゃったように思うのですが。受水槽式にはサービスが十分にできてないとか、それから受水槽式だったら逆に水量調節なんかを末端でやっていただいているので、むしろ安くしないといけないわけです。ところが市のほうは直結式にしてほしいと言っているわけで、少し矛盾した話を説明されたように思うのですが。ですから、受水槽式の方にはむしろ価格的には安

くしないといけない方向にあると。

だから、なぜここにこれを書いてあるのかという今の質問に関係するのですが。

水道局 料金の納め方で言いましたら、受水槽式にもいろいろ種類がありまして、水道局が個別に、各部屋ごとに水道局がメーターをつけて検針をし、料金を直接請求するというやり方をやっております。「各戸徴収」と言っているのですが。そういうものもありますし、古い建物といたしますか、かなり昔に建てられた建物等でしたら、建物一戸、親メータという大きなメーターで契約をしていただいて、中の料金はそれぞれ管理人さんが集めていただくというようなところも中にはございます。しかし、料金の徴収の仕方ということで言うと、各戸徴収がかなり普及してきていますので、戸建ての住宅とあまり変わらないような形となっております。ですから、ここで書くのがいいのかどうかと言うと、ここは「料金の徴収方法等の検討」ということで徴収方法に限ったような書き方になっておりますので、確かに入れる場所が悪かったといたしますか。

会長 ③がちょっと他とは違うのですね。

水道局 そうですね。③番については少し主旨が違いますね。

会長 直結式で市の方は進めたいということで、それは具体的に言うと、どちらかという「鉛製給水管」の問題というか、「水質」絡みでしょう。そのことと、徴収コストがどちらがより多くかかっているかということによって、料金徴収方法がどうあるべきかという話とはちょっと違うと思います。その辺りと絡んで、もう少し言葉を補って、より分かりやすく書くと、特に①と②ですが。③をここで書くか、あるいは別のところで書くか。あるいはここで徴収方法と絡んで書きたいのであれば、その辺が良くわかるように書くか。よろしいですか。

水道局 修正させていただきます。

会長 他にないですか。もしなかったら私のほうから簡単に2点だけ言わせてください。一つは、この問題の冒頭の41ページのところで、「経営」の問題を取り扱いますということで4つのテーマが書いてある。上から3つは前も言われたように、いわゆる「経営」に関わる「人」の問題、「物」の問題、「お金」の問題ですから基本的なことと思いますが、その次の「お客様との良好な関係づくり」、これは公営企業とお客様との関係、ある意味で外的な関係なのですが、それで止まっているのですが、私はやはり水道という地方公営企業の「経営」について書くと、あるいはこれを公にすることになってくる時に、次の点が全然書かれてないじゃないかと思うのは、民間の株式会社の場合、株式会社のことを書こうと思えば「株主総会との関係」というのは絶対書かなくてははいけませんよね。一方、同じように、公営企業というのは単独では存在できない。必ず「議会と首長との関係」、そこによって「公的な支配とか責任」を受けるわけです。それと公営企業の「経営の自由度」、そことのバランスが重要なのです、基本的には。公営企業の存在というのは。

公営企業というのは単独では存在できない。議会とか首長とかの関係が必ず出てきます。例えば、料金問題一つ取り上げても、単独で公営企業が水道料金を決められない。やはり、そういう存在ですよということをどこかで書いておいた方がいいのではないかと思います。「経営」の問題を、公営企業の「経営」という問題を取り上げた場合には。その辺のことは全然触れられていないのはちょっと問題かなと思います。

もう一つは、43ページ辺りに委託の問題が書いていますが、やはり基本的には第1回の時に頂いたファイルの中にも書いてありますが、今年の7月8日付けで総務省の方から出ている、「公営企業の経営にあたっての留意事項」というのがありますよね。これの中の委託に関係したところがあります。例えば7ページ。ここの⑥のところでは委託の問題が書いてあります。総務省の資料ですが、最後のところ。委託先の定期的な見直しや業務執行能力についての「定期的な評価」等を行うことが望ましいと書いてあります。その辺りのことをこの43ページのどこかで、中長期的には委託の「実績」と言いますか「分析評価」ですね。これがコストの縮減にどのように役立ってきているのかとか効果をあげているのかとかということなどをどこかの段階で分析しなくてはいけないと思います。その辺のことが、課題の辺りに業務の委託を増やすということはどうなのかなということを書いてあります。だけど、その奥にはやはり、今やっている委託の「評価」、「実績の評価分析」、これをやっていないとこういうことを言えないと思います。どこまで委託を広げたらいいのかとか、もちろんそれは制度的なものもありますけど。この辺のことも踏まえて、と言うことが非常に重要だろうと思います。総務省の「留意事項」のその辺りを活かしてもう少し付け加えて書いたらいいのではないかと思います。その2点だけお願いしておきます。

それではあと一時間くらいですが。

委員 追加の意見を加えたいのですが、尼崎市の水道事業の20年度の予算をインターネットで調べました。そうしたところ、20日に説明されていた会計のやり方というのが私は全く分かりませんでしたので、どういうことなのかなと思って調べたのですが、要するに収益的収入及び支出というものと、資本的収入及び支出というものに分けて経営しているということですね。今、「水道ビジョン」で問題にされているのは収益的収入及び支出に関してだけだということ、それはどうなのかなといいますが、結局、資本的収入及び支出で書かれているのは、まず収入と言いながら挙げられているものは企業債、それと市からの一般会計からの補助金、これが主な収入源になっています。要するに、借金と一般会計からの税金だということですね。それを何に支出するかというと、償還金及び大きいのは配水管整備事業。つまり配水管の更新をしないといけませんというふうに「ビジョン」では書いていますが、配水管の実際の更新の事業は資本的収入及び支出の方で賄っているということですね。ということは、水道事業は独立採算だといいつつ、実際にはこういう更新とか耐震化とかいうような大きな施設の費用は水道料金では賄えていないということですか。

水道局 「独立採算制」と申しますのは、水道事業の資本的収入の一部の補助金は、前回は御説明しましたように琵琶湖開発事業にかかります一般会計の補助金、これを国の基準に基づいて一部繰入れをいただいております。それ以外は、水道料金と言いますか水道事

業の収入で賄うということになっていまして、ただ施設の更新等の建設投資は中々全て自前のお金だけでは資金調達が出来ないということで、企業債という長期借入れをして施設の更新をし、取得した施設の減価償却をすることによって借り入れたお金を元金部分ですが返していくと。利息はまた別に、収益的支出の中に支払利息として出てきますけど、結果的にはすべて水道料金で借り入れた元金も利息もお返しをするという形になっておりますので、会計は収益的収支と資本的収支の2つに分かれますけど、基本的には全て皆様から御負担いただく水道料金でお支払いというか賄っていくことになっています。

委員 なっているかもしれませんが、実際には資本的収入及び支出の中から企業債に償還金とか長期借入金の償還金を払っていますよね。

水道局 はい。

委員 ということは、これは借金をして借金を返していくということですから、自転車操業ということではないですか。

水道局 こういう例えがいいのか分かりませんが、個人の方が家を買う場合は全てキャッシュで払えばよいですが、それが出来ないということで銀行からお金を借りて月々の収入の中から返していくということがあります。ですから自転車操業といいますか、委員の方からもお話がありましたが、そういうお金が水道料金の収入の中に、例えば収益的支出の費用の中に将来の分の更新費用も含めて全て料金でいただいて、いただいた料金で全て更新をしていければ借入れをせずにやっていけるのですが、そうしようと思うとかなり水道料金が高くなるということもあります。元々事業は大正7年くらいからやっています、当初から全て市の方で資金調達できなかったということもあって、お金を借り入れて施設を作ってきたということがありますから、借りたお金で作って返すという形になってしまっている。ですからもう少し踏み込んだ事業経営を考えるのであれば、今の御利用の方にももう少し御負担いただいて、借入れはせずに運営をしていくということも可能なかもしれませんけども、これはごく一般的にそこまでしなくてもと言うか、長期借入れをして施設を建設し、その分をこれから施設を使われる方に料金として負担していただくというのも負担の仕方としては普通といいますか、おかしなやり方ではないと思います。

委員 おかしなやり方ではないかもしれないですけども、ここまでいろいろ話を聞いてきて、「ビジョン」を読ませてもらってきて、これからさらに設備をどんどん更新しなければならない要素がたくさんありますと。一方で、尼崎市の給水人口は明らかに減っていて、水の需要も減っているというような状況で、しかも、すでに余剰になっている水利権は返すことも出来ないという、その三点をセットで考えたら、どう考えてもさらに借金を繰り返して、しかも返す当てのない借金になるような状況になっているのではないですか。

水道局 いえ。ですから、いわゆる借金、長期借入れがどんどん膨らんでいってどうしようもないというようなことになりましたら困りますので、今持っている自前のお金と借

入金のバランスといたしますか、過度に借金に依存するのではなく、どの辺りが妥当な額かというのは中々難しいところではありますが、水道料金として御負担いただく額、長期の財政の見通し、過度に借金に頼らない、そういうものを色々見ながら施設の更新というのをやっていかないといけない。ですから、返す当てがない借金ということではなく、確かにどこまで施設の更新をするのかというのはまた別の問題としてあるのですが、必要な施設の更新についてはやっていかざるを得ない。それをやるにあたってはどのような資金の手当てをするのかと、料金で御負担いただく部分と借入金で賄う部分とのバランスを考えながら事業の運営をやっていくということです。一般的な答え方で申し訳ないのですが。

委員 よろしいですか。工場経営をしておりますと、設備はやはりお金を借りて、借りたものを長期で少しずつそれを利益で返済していくという形をとっております。一度に、あるお金でやれたらいいのですが、そうはいかない。長期にやらないと今度は自分たちの売る製品の価格が跳ね上がってしまいますので長期に借りるわけですね。作ってしまった施設はいずれどこかで返したり潰したり売ったりする可能性はあるかもしれませんが、現状は維持せざるを得ない。そうすると、現状を維持するための設備改革、お金をかけて改設していく、これは是非とも必要なことであると。それがなければ現在供給するものがストップする恐れもありますので、それは絶対に必要なものである。ただ長期に物事を考えるにあたって、私は先ほど46ページに書かれていた今後の企業債の推移と見通しを見る限り、経営的におかしな状況ではないと感じて見ておりました。以上です。

会長 先ほど事務局から御説明がございましたが、委員はまだ十分納得されてないのではないかと思います。

委員 はい、納得してないです。それはどうしても、計画水量に対して、今、実際の水の使用量が50%を切っているという。しかもそれがさらに、今からまだ減っていくという状況が、これはいくらなんでも余りすぎだろうと。それを今のまま漫然と更新を続けるということは、どう考えても尼崎市の市民に大きな負担になるとしか思えないです。

幹事 前回の審議会でも公営企業の会計、仕組みたいなものが分かりにくいというお話があったと思います。それについては補充といたしますか、資料編のようなところで、水道の経営の仕組みはこうなっているのですということを、きちんと説明していこうという御説明をしました。その部分で、日々、毎年必要な経費をやる収益の部分と、先ほども申しましたが施設をローンで返していって、そのローンの原資を日々の収益の中で手当てしていくという部分、ここの考え方についてももう少し分かりやすくしないと、水道事業を分かっていただきにくいですねというお話をしましたので、その部分はきちんとさせていただきたいと思います。

それから今、委員からありましたように、施設能力の話につきましては例えば45ページ辺りにもおっしゃっていただいた「施設能力（長期的な課題）」と表現しておりましたけれども、「適正な処理能力の変更」のところ辺りで、おっしゃっているようなことについて課題認識しておまして、それについては漫然としていくのではなく対応していく考

えがあるということは示しているつもりでございます。ですから、我々としましては、今後の対応としては、今の御指摘の内容については当然対応していくべき課題であると十分認識した上で経営していく必要があると思っていますところでは。

会長 委員は誇張しておっしゃったのではないかと。私も思っていますが、当然、事務局の中でも、今の需要からみると、施設能力が非常に過大になって、水が余ってきているということは認識しているわけです。それでどうするのかということは、「中長期的な課題」のところでも書かれている。つまり、「安心」、「安定」もあるだろうし、あるいは先ほど委員がおっしゃったように、「更新時期にもう少しダウンサイジングする」とか色々ありますね。あるいは「事業規模をどうするか」という話も出てくるだろうと、「長期的課題」のところでも。それは事務局も当然気づいてはいる。だから、気づいていないということではない。

それから今、おっしゃったことに関連しますが、委員の御発言を聞いていて思ったのが、やはり「公営企業の会計」というのは民間の私企業の会計とはちょっと違うところがあるのです。特殊なところがありますから、その辺にも配慮しながら、もう少しどこかで分かりやすく書いてもらいたい。特に収益的収支と資本的収支のどの辺がどう違うのか。もう一つ、委員の御発言を聞いて思ったのは、「独立採算制」の意味ですね。「独立採算制」というのはあるけれども、地方公営企業法の中で、何でも収入で経費を満たさなさいとは言っていない。少なくとも二つの例外がある。基本的に法律上は、今の現行法の中で決められています。例えば水道、水についていえば、公園で水道水を使って噴水をやっている。それにはコストがかかっている。それをも市民の水道料金にオンするのかとしない、それは「例外」扱いにすることなのです。それはなぜかという、それを一般の家庭とかあるいは商店とか水を使っている水道料金の原価の中に、「公園の噴水のコスト」までを入れ込むのは適切じゃないと考えている。「不適切経費」と言っている。そういうものは、税金で満たしても良いと国も認めている。それが一つ。それともう一つは、「困難経費」というのがあって、これはいかに公営企業者が経営努力をしても、どうしても採算がとれないと初めから分かっているような場合。これが分かりやすい例は、離島の診療所とか病院、そういうものです。それは、いかにコストを削っても赤字になることは初めからわかっている。そういうものは「困難経費」と扱いまして、それははじめから幾ばくかの税金を入れていいと。そこまでの「独立採算」ということは初めから考えていない。そういう「不適切経費」と「困難経費」は、「独立採算」という考え方の「例外」と考えておりますから、「独立採算」と言っても、すべて経費をすべての料金収入で満たさなくてはならないということを意味しているのではないという話です。この辺のこともやはり、もう少しこの中で書いておいてもらった方が皆に分かってもらえるのではないかと思います。これは「修正版」のところでも、事務局に頑張ってもらって分かりやすく書いて、あるいは図を使ったりして書いていただけたらいいのではないかと思います。

次に移っていいですか。「9」の方はそれほど枚数はないのですが。説明をお願いしますか。

水道局 あまり時間もございませんので、簡単に御説明いたします。今日お配りした資料

の「9」、「環境」と「国際」というところですが、これは水道事業に直接関わらないところですが、水道事業、工業用水道事業共に、環境に配慮した活動であったり国際協力を配慮した活動であったりというものを求められるようになってきているということです。

1点目ですけれども、「4.1事業活動に伴う環境負荷」ということで、これは事業活動に直結した取り組みをここで整理しております。「資源・エネルギーの利用」ということで、まず始めに電力量です。水道事業、工業用水道事業共に事業活動の中で様々な環境で負荷を与える活動というのをしておりますけれども、その中で電力量、電気の使用量というものが最も環境に与える影響が大きいと水道局の方では考えております。下にグラフを付けておりますけれども、左が水道事業で、青が配水量、浄水場から送り出した水の量、赤の折れ線グラフが電気の使用量です。いずれも水需要が減ってきたことに伴って、電力使用量も下がってきていたという状況なのですが、水道事業については近年では横ばいになっております。逆に工業用水道事業については、新規に工場が立地したというようなこともありまして、水需要の増に伴って電気の使用量も増えていっていると。ですから、こういう電気の使用の効率化ということが、1点目の環境面での課題と考えております。

次のページ、59ページですが、電気の使用量以外の環境の管理に関するものですが、電力量以外で環境負荷の低減へ向けた取り組みというものを、グレーで囲ったところに6項目ほど挙げております。水道局ではISO14001の認証を取得する中で、こういう取組を現在行っております。それぞれの項目ごとに、右側に取り組みの内容を書いておりますけれども、この中で上から二つ目、「浄水処理過程で生じる浄水発生土」、これにつきましては現在埋め立て処分を行っております。従いまして、これについては有効活用といえますか、そういうものが現在できていないということで、この「浄水発生土の有効活用」というのが廃棄物の処理という上で課題になっております。次のページお願いします。

「(2)漏水対策」でございますが、上水道で言いますと、老朽化した配水管の取替えを行っていることと、漏水調査を毎年実施いたしまして、漏水の早期発見、修繕に努めているところです。しかしながら、下の課題のところを見ていただきますと、国の「水道ビジョン」では漏水率の目標というのが2%ということで定められてはいますが、尼崎市の現状では5.2%ということで国の目標値を達成できていないという状況であります。

一方、工業用水道につきましては、課題の少し上のところにありますが、平成20年度の漏水率は0.2%となっておりまして、これは管路の延長が短いということや配水圧が上水道に比べて低いというようなこともあり、こちらはほとんど漏水がないということになっております。

以上が事業に直接関わります課題でありまして、「4.2」は「環境面での新たな取り組み」として整理をしております。全国の一部の事業者では、浄水場等の敷地を利用して太陽光発電などを行いまして、再生可能エネルギーとしましてCO₂を出さないエネルギーの利用というものに取り組んでいる事例が出てきております。尼崎市では、こういうものを導入するということになると、経費削減ということも期待できないということもありまして、また中々コストに見合わないということもありまして、現在は導入を行っていないという状況にあります。しかしながら、CO₂削減の取り組みというものがやはり大きな社会問題になってきておりますので、これは水道事業の場合、工業用水道事業もそう

ですが、料金収入で賄うと言うのが原則になりますので、当然利用者の皆様方の御理解を得ると言うのが前提にはなりますが、「再生可能エネルギーの利用」ということについても取り組みを検討していくということを課題として考えています。

「環境」面は以上でして、最後「4.3」が「国際貢献」という部分ですが、こういう項目で水道局で実施しておりますのは、姉妹都市や友好都市、あるいは市内の企業様からの要請があった時に水道局の施設を見学していただく、こういう対応を行っている程度でございます。国の水道ビジョンですが、国際貢献ということで海外からの研修生の受け入れ、発展途上国への技術者の派遣ということも掲げられております。尼崎市としては、規模の面からしましてもどういふことができるのかということが、大きな都市がしているようなことは難しいかもわかりませんが、尼崎市として取り組んでいけるものはどのようなものがあるのか、ということについて検討していくことが課題と考えております。

以上が課題でありまして、4章の取り組みの方向性ですが、82ページの「4.1事業活動に伴う環境負荷の低減」ということで、「省エネルギー、省資源の推進」ということに取り組めます。中身としましては、今後、設備の更新ということがありますのと、庁舎とか色々施設の更新が出てまいります。そうした際には、「省エネルギー」というものを意識した仕様のもに更新をしていく、そういう取り組みを行っていきたいということです。「環境管理の方策」につきましても、今はISOへの取り組みを行っていますが、その取り組みをもう少し効率的に行うことについても考えていくということです。「浄水発生土の有効活用」につきましては現在できておりませんので、再利用する方法というのを検討して参ります。以上3点が「省エネルギー、省資源の推進」です。

次は83ページですが、「漏水防止対策の継続実施」ということで、これにつきましては引き続き更新と共に漏水調査を行いまして、漏水の早期発見に努めてまいりたいと思えます。「4.2」の「太陽光発電等の検討」ということで、これについては「再生可能エネルギーの導入の実現性」について検討してまいりたいというふうに考えております。当然そういうものを検討するにあたりましては、出来る限り低コストということが条件になってくると思えますので、そういうことについても配慮する中で考えていきたいと思えます。

もう一点が「環境用水への活用を検討する」ということで、これにつきましては「適正な施設能力の検討」を課題に挙げております。そういう中で、「水の有効活用」ということで、例えばですが、「環境用水」ということで活用できないかと。あるいは水道水につきましては他の事業体でも実施しておりますが、「ミストの散布事業」という「ヒートアイランド対策」ということでされております。こういうことで取り組めないかということを検討した上で実施していきたいということを考えております。最後に、「国際貢献」につながる方策の検討ということで、これについては具体的なものがあるわけではなく、尼崎市としてふさわしい方策というものを検討していこうということで考えております。中身としましては、「国際交流・協力の推進」、「国際展開への寄与」という視点で、一点は市内の企業が進出しております海外の地域で水道や工業用水道の整備について何か協力できるものがあれば、そういうことについての支援ができるのかということを検討していききたい。二点目、尼崎市内に多くの外国人の方が居住されております。こういう方に、よりわかりやすい事業活動、水道事業なり工業用水道事業のことを正しく分かっていただいで、利用していただけるようなそういう取り組みも行っていきたいと。あと三点目ですが、

国のほうで「水道ビジネス」というものを、日本の企業が「国際展開」できるような取り組みをしていこうということが国のほうで進められております。その中で、水道事業にしる工業用水道事業にしる自治体が経営しているということもありまして、施設の運営というのは全て公共団体の職員がやっているということがあります。従いまして、そういう企業が「国際展開」されるにあたりましてオペレーションを担当している公共団体の職員として、何か協力、貢献ができないかと、そういう視点でも検討していきたいと考えております。

簡単ですが「環境」と「国際」につきましては、それぞれこういうふうな取り組みを行っていききたいと考えております。

会長 以上、「素案」について何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

一つは「環境」、一つは「国際」。「国際」の中には「国際協力」と「国際展開」がある。この二つについてはどう違うのかというと、いま御説明がありましたが、「国際協力」と言うのは「ノンビジネス」ですね、「営業」ではなく「支援」とか「協力」、「援助」とかそういう感じです。それに対して「国際展開」というのは、「ビジネス」として国際的に出て行くという話ですね。例えば、原子力等では、原子力発電所を作ったりあるいはそれを運営したりするような技術を、わが国だけでなく需要がある中国やインドとか東南アジアなど、そういうところに売り込む。それは「ビジネス」です。それを「国際展開」と我々は言っている。同じような行動で言うと、例えばJRの新幹線の技術を売り込んでいく。アメリカ等では大統領自らセールスマンでやっているということがございますが、そういうようなことをここでは「国際展開」と言っている。水の分野でも遅ればせながら、「オールジャパン」としてはそういうこともやる必要はあるなという気運は近年出ておりますが、まだわが国は「国際展開」の点で成果をあげているということではありません。ですから、地方自治体として、水道局として何かできないかと、今の段階では「ビジョン」の中に書きにくい、その辺があると思います。

それに対して、「環境」の問題はグローバルに色々関心があるというか。それで58ページの「環境負荷」のところは、水を作ったり送ったりする時にどれだけ「省エネルギー」とか色々な面で環境に負荷を与えないような努力をしていく、あるいはする必要があるのかという辺りを書いている。それから60ページは、もう少し積極的に「環境」面で新たに取り組むと言うか、そういうことをやろうと思うと、どうなのだろうかという辺りを書いているのですが、ここでちょっと気になるところがある。やはりそういう色々な設備を作ると、太陽光の発電設備等を作ってということをやろうと思うとやはりコストがかかる。設置するコスト、あるいはメンテナンスのコスト。そうすると、それはやはり水道料金の中に入ってくる。いくらか料金が上がるかもしれないとか。それを全部、水道事業者の経営努力で吸収せよと言われるとやはり厳しい点があるだろうと。これは今、新聞等々で電気など特にエネルギー分野で言われていますが（ガスも同じだと思います）。色々な面で「環境」的に寄与するように求められている。そうすると、そのコストを電力会社だけでエネルギー企業だけで吸収できない、やはり電気料金の中にオンセざるを得ないという話がある。消費者はその問題についてどう考えるかの議論は、あまり聞かれないと思います。エネルギーについては、それに対して60ページの書き方は、「皆様から料金として負

担してもらわないといけないから導入していません」、と書いている点は、エネルギー等と比べてどうなのかなということはありません。しかし、83ページでは、それでもやはり導入しなくてはいけないのかなというようなニュアンスの書き方をしている。当局は色々悩んでいることがここから伺えるとは思いますが。

委員 「環境」面での新たな取り組みで、例えば山等がある都市でしたら水を送るのに高低差を利用して発電というようなこともされたりしているようですが、尼崎は平地ですので太陽光発電ということがあるのでしょうかけれども、他にこれから検討していくということなのですが、他に何か考えられるような、そういった「再生可能なエネルギーの利用」がないのかですね。太陽光発電以外にも。先進的な都市でやっているところがあれば、何か調査されたりとか。

会長 今おっしゃった「山」云々というのは、高低差があるときにその差を利用して小規模だけでも発電するという技術はあるわけですね。その辺のことは本市については使えないかもしれない。しかしながら、太陽光以外に、水道の分野の先進的な都市で何か本市でも使えるような事例はないかというお話です。

水道局 おっしゃられます通り、高低差がない地形ということで、その他といいますと、管の中を水が流れるということで、その時のエネルギーを使えないかということで小水力発電というものがあるのはあるのですが、中々実用化が今のところは難しいのかなと思っております。当然経済性ということも関係しますので。

委員 「国際貢献」のところで書いておられるのですが、姉妹都市とか友好都市とか書いておられる。書いてあることは非常に良いことなのですが、もう一つ、「協力都市」というものを作ってはどうかなと思います。つまり、書いてはあるのですが、中国ははっきり言ってもう開発途上国ではないわけです。だから、対等にどういうやりとりをするかという話なのですが、しかしながら途上国はまだもっと低いレベルの途上国があって、私もこの秋、精力的に中国各地と、先週までまたネパールへ行っておりました、水道の事情も全部見てきたのですが、やはり10年前に行った時と全然進歩がないのです。それはお金だけで協力してきたために、例えば、ここは水道の施設は30年持ちます、パイプは40年持ちますと言っているにも関わらず、向こうへ行ってみたら援助して施設を作ってから10数年で使えなくなっている。それはきちんとしたメンテナンスの指導ができていないからなのです。そういうようなことから言うと、できたら「協力都市」のようなことをして、ちょうど臨時的ですが、オリンピックでいろんな国に対して「ホスト町」みたいなものができましたね。どこの国の人たちに対してはどこの町が協力するとか、特定のところが結合してアフリカのどこの国が来たらどこが協力すると。そういうふうになれば相手は限定されますので、長い目で物を見て、技術協力なり経営の協力なりがしやすい。友好親善も良いのですが、もう少し技術や経営面で協力をするような、「協力都市」のようなことができれば。例えばそれがラオス国のどこかの市でも構いませんし、そういうものを作るような検討をしていったらどうかと。そうすると、尼崎はこういうよく似た特性といいますか、

尼崎市が協力しやすい都市が特定できますし、継続的にやれます。場合によっては、研修生ではあるのですが、できたら市の臨時職員のような形で1年間雇用してやるとか。語学のハンディもあるように見えますが、途上国の人たちは自分たちが行ける国がはっきりすれば、ものすごく勉強している。日本語の学校もネパールではたくさんありますし、皆一生懸命勉強している。だから、そういう資格を持つ人のような、水道局の優秀な職員をこちらで養成してあげると。予算の問題もありますし、国のJICA等のお金の使い方もありますけど、何かどこかから湧き上がってきて頼まれたら研修してあげましょう、では。世界中見てきて私が思うのは、やはり水の問題で一番困っています。ネパールでも電気も全然ないのですが、電気よりも水だと言っておりますし、水道局には水道をつけろとデモ隊が押しかけてくるぐらいの状況なのです。私はまさに遭遇したのですが、ですから、ああいう実態を知ると、やはり「国際貢献」のあり方を何か工夫する必要があるのではないかと。そうしないと、一般化してしまうと、国が金を出すものとか、国がお願いしてきたら引き受けます、とかになるので。何かそういうことも議論してほしいという希望です。以上です。

会長 今、おっしゃっていただいたことは、例えば84ページの中ほどに書いてある姉妹都市とか友好都市とか、これは「都市と都市の間で提携関係」がきちんとあるわけですね。そういうものではなくて、水道の建設があるかどうかわかりませんが、建設とかメンテナンスとか、そういうようなところを尼崎の水道が、ある国の自治体とか町、そういうものと「協力」とおっしゃいましたが、そういう関係をして、定期的に、そういうことについては尼崎からも色々、向こうからも「研修」に来るし、こちらからも向こうへ行って色々「指導」するとかいうような自治体間でのそういう接点というか、そういうものを行ったらどうかと。そうすると、例えば外国のBという都市は大阪とそういう「協力」関係をやると、Cという国は神戸市とやるとか。そういう「草の根」というか「草の根レベル」の自治体間の一对一の関係とか、そういうようなものを築いていくということが「国際貢献」、「国際協力」ですね。「ノンビジネス」ですから。そういうことをここで書けるのじゃないかと。単に上からというか、国からあるいは水道協会からとかという話もちろんあるでしょうが、それ以外に「草の根レベル」で今おっしゃるようにネパールとかいろいろ必要性はあるわけですから。そういうところとそういう関係を結んで「協力」をすると、「協力関係」を作るといっても書いてもらったらどうなのかということをおっしゃったのではないかと思います。これは現実問題としてどうですか。そういうニーズは、委員はよく御存知ですから。よく外国行かれていますからね。

委員 そういう検討をする、というようなニュアンスを残したらどうかと。

水道局 具体的にイメージが湧かないというところがありますが、おっしゃっていることは分かりますが具体的に、というとなかなか。考えさせてもらいます。

幹事 JICA的な展開を一事業者としても取り組んだらどうかというような御意見でもあるかと思いますが、そういうことについては当然検討していくテーマの一つとして取

り上げるとは思いますので。その書き振りを工夫していきたいと思います。

委員 「地方分権化」ということが、今東南アジアの国々の課題になっておりまして、具体化するのに水道などでも困っているわけです、「地方分権」でどう扱うかと。そういう所では、かなり協力できることがあると思います。

水道局 わかりました。

委員 浄水過程で生じる浄水発生土は現在のところはリサイクルできていないということなのですが、もしこれをリサイクルしようとする、かなりコストがかかるのではないですか。

水道局 おっしゃられる通り、きちんとした製品といいますか、例えば園芸用土等に使う場合でしたらそれなりのコストがかかるというのはありますが、そういった中でも、やはり「リサイクル社会」というものへの対応として、よりコスト面を考慮した中で有効利用が図れる対策を検討していきたいと考えています。

委員 国交省の場合でも堤防の草を刈るのですが、これを堆肥化するのにコスト的にはものすごく割高になってしまいます。そういうことをそこまでしないといけないのかというのがありますが、ごみにしてしまうにはもったいないものですから、やはりできるだけコストのかからない方法でリサイクルを検討していただきたいと思います。

会長 その場合のコストというものは、あまりにも短期的なコストではなく、もう少し長い目を見たもの、短期的に見ると高いがもう少し長い物差しでみたらそんなに高くないと言えるかもしれないし。

委員 瑣末なことなのですが、84ページの色々イラストを使っていたのですが、一番左のハングル文字が何と書いてあるのかなど。適切な表現がされているのであれば良いのですが、読める方がみたらこれはなぜここに入れているのかということになるといけませんので。これは何と書いてあるのかと。真ん中はアルファベットだけなのですが。

幹事 公開していく上で、貴重な御意見であったと思います。我々がこういうふうの意味もなく使うのではなく、載せていくからには理解していると。それからその表現が問題であるかないかということはやはり検証していく必要があると思いますので。すみません。御指摘いただきましてありがとうございます。

委員 中国語等を使って「水を大切に使いましょう」とかありますから、そういうものをうまく入れるとか。

会長 その辺りは事務局に任せます。大体いいでしょうか。

では、他の連絡事項をお願いします。

事務局 それでは、今お配りしていますのは、次回以降の審議会の開催についてでございます。12月は冒頭でもございましたが2回の審議会を予定しておりまして、第6回目が12月17日の木曜日の午後2時30分から、第7回目が12月22日の火曜日の午前10時からとなっております。場所ですが、いずれも尼崎商工会議所7階702会議室となっております。

次回の第6回目は「経営」に関する「素案」の「修正案」を出したりしながら、「変革を目指した長期的な取組み」の審議を予定しております。

それから、前回分と今回分の会議録につきましては後日郵送させていただきますので、その中で事務局の方で期限を指定させていただきたいと思っておりますので、御確認をよろしくお願いいたします。繰り返しになりますが、次回第6回の審議会は今までの会議と異なりまして午後からの会でございますので御注意ください。

事務局から以上です。

会長 はい。ありがとうございます。以上で他に御意見がなければ終わりたいと思っておりますが、よろしいですか。

では以上をもちまして終わります。ありがとうございます。

[午後0時0分 閉会]